

<p>関連する現行省令・細目 注)第一種動物取扱業者に係る規定を示す。</p>	<p>検討会報告</p>	<p>省令に定める規定の案(条文案) 注)第一種動物取扱業者に係る規定案を示す(第二種においても準用) 【】内に第一種(第2条)、第二種(第3条)の順で条項を記載。</p>
<p>1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項</p> <p>飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。</p> <p>【①細目第3条第1号、②細目第3条第10号ホ】</p>	<p>分離型(ケージ飼育等) ＜寝床や休息場所となるケージ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬:タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の2倍とする。 猫:タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の3倍とする(棚を設け2段以上の構造とする)。 複数飼養する場合:各個体に対する上記の広さの合計面積を確保する。 <p>＜運動スペース＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 一体型の基準(後述)と同一以上の広さを有する運動スペースを確保し、1日3時間以上運動スペースに出し運動させることを義務付ける。(※7. その他(動物の管理)の事項に記載) 運動スペースは、常時運動に利用可能な状態で維持管理することを義務付ける。 <p>一体型(平飼い等)の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬:分離型のケージサイズの床面積の6倍×高さ体高の2倍とする。複数飼養する場合は、分離型のケージサイズの3倍×頭数分の床面積を確保する。 猫:分離型のケージサイズの床面積の2倍×高さ体高の4倍とする(2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする)。複数飼養する場合は、分離型のケージサイズ×頭数分の床面積を確保する。 繁殖時:親子当たり上記の1頭分の面積を確保する(親子以外の個体の同居は不可とする)。 <p>※複数飼養は、親や他の個体等との社会性を養う重要性を考慮することとし、個体に外傷が生じるような闘争等が起こる組合せでの飼養は認めない。</p>	<p>ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(イ)犬猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。</p> <p>(ロ)犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。</p> <p>(i)犬にあつては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長(胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。)の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高(地面からキ甲部までの垂直距離をいう。以下同じ。)の2倍以上(複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあつては、縦の長さがこれらの犬の体長の合計の2倍以上、横の長さがこれらの犬の体長の合計の1.5倍以上及び高さがこれらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上)とすること。</p> <p>(ii)猫にあつては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の3倍以上(複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあつては、縦の長さがこれらの猫の体長の合計の2倍以上、横の長さがこれらの個体の体長の合計の1.5倍以上及び高さがこれらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の3倍以上)とするとともに、ケージ等内に1以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を2段以上の構造とすること。</p> <p>(iii)運動スペース一体型飼養等を行う場合にあつては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。</p> <p>① 犬にあつては、1頭当たり(ケージ等内が親とその子犬のみの場合にあつては、子犬はこれを頭数に含めない。)のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の6倍(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1)以上及び高さが体高の2倍以上とすること。</p> <p>② 猫にあつては、1頭当たり(ケージ等内が親とその子猫のみの場合にあつては、子猫はこれを頭数に含めない。)のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の2倍(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1)以上及び高さが体高の4倍以上とするとともに、ケージ等内に2以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を3段以上の構造とすること。</p> <p>(iv)運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する運動スペースを備えること。</p> <p>【新省令第2条第1号ロ(1)、第3条第1号ロ(10)(ホ)】</p> <p>ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>(7) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。</p> <p>【新省令第2条第1号ハ(7)、第3条第1号ハ(7)】</p>
<p>飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>二 ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。</p> <p>【①細目第3条第2号、②細目第3条第11号】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金網の床材としての使用を禁止する(四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く)。 ケージ等及び訓練場に錆(サビ)、割れ、破れ等の破損がないことを義務付ける。 	<p>ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(2)ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあつては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。)とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。</p> <p>【新省令第2条第1号ロ(2)、第3条第1号ロ(11)】</p>

関連する現行省令・細目 <small>注) 第一種動物取扱業者に係る規定を示す。</small>	検討会報告	省令に定める規定の案(条文案) <small>注) 第一種動物取扱業者に係る規定案を示す(第二種においても準用) 【】内に第一種(第2条)、第二種(第3条)の順で条項を記載。</small>
2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項		
イ 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。【①②細目第5条第1号イ】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬: 1人当たり繁殖犬 15 頭、販売犬等 20 頭までとする。 ・ 猫: 1人当たり繁殖猫 25 頭、販売猫等 30 頭までとする。 いずれも、親と同居している子犬・子猫は頭数に含めないこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犬と猫の双方を飼養する場合は、上記を踏まえ、それぞれの飼養頭数の上限を設定する(例えば、販売犬が 10 頭の場合、販売猫は 15 頭、計 25 頭までとする)。 ※課題のある事業者の上限値強化と優良な事業者の上限値緩和を検討する。	<u>飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員(常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値(整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)を職員数とする。)1人当たりの飼養又は保管をする頭数(親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)は除く。)の上限は、犬については 20 頭、猫については 30 頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については 15 頭、猫については 25 頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。</u> 【新省令第2条第2号、第3条第2号】
3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項		
ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境(以下「飼養環境」という。)の管理を行うこと。【①細目第5条第1号ト、②細目第5条第1号ヘ】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の健康に支障が出るおそれがある状態(寒冷時や高温時に動物に発現する状態)の禁止、温度・湿度計の設置を義務付ける。 ・ 臭気により環境を損なわないように清潔を保つことを義務付ける。 ・ 自然光や照明による日照サイクルの確保を義務付ける。 	ロ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。 ハ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化をいう。)に応じて光環境を管理すること。 【新省令第2条第3号ロ、ハ、第3条第3号ロ、ハ】
4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項		
ニ 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。 ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。 ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、高齢猫(生後 11 年以上の猫を目安とする。以下同じ。)の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。【①細目第5条第2号ロ、ハ、②細目第5条第2号ロ】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な(年1回)獣医師の健康診断を義務付ける。 ※繁殖個体等の1年以上飼養する個体を対象とする。 ※繁殖個体においては、雌雄ともに繁殖に関する診断を受けることを義務付ける。	ハ 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年1回以上獣医師による健康診断(繁殖に供する場合にあつては、繁殖の適否に関する診断を含む。)を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存すること。 【新省令第2条第4号ハ、第3条第4号イ(3)】
5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項		
ル 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。【①細目第5条第1号ル、②細目第5条第1号リ】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間連続して展示を行う場合には休息ができる設備に自由に移動することが可能となる状態を確保することを義務付ける。ただし、上記の状態を確保できない場合は、6時間おきに休憩(展示を行わない時間)を設けることを義務付ける。 	(2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合には、当該犬猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行わない時間を6時間ごとに設けること。 【新省令第2条第5号イ(2)、第3条第5号イ】
三 販売業者及び貸出業者にあつては、2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。【規則第8条第3号】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送後2日間以上その状態を観察することを義務付ける。 	(10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察すること。 【新省令第2条第5号ロ(10)、第3条第5号ロ(7)】

関連する現行省令・細目 <small>注) 第一種動物取扱業者に係る規定を示す。</small>	検討会報告	省令に定める規定の案(条文案) <small>注) 第一種動物取扱業者に係る規定案を示す(第二種においても準用) 【】内に第一種(第2条)、第二種(第3条)の順で条項を記載。</small>
6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項		
<p>三 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。</p> <p>ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。</p> <p>【①細目第5条第3号イ、ロ、ハ、②細目第5条第3号イ、ロ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬:生涯出産回数は6回までとする。かつ、メスの交配は6歳まで(満7歳未満)とする。ただし、満7歳時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配は7歳まで(満8歳未満)とする。 ・ 猫:メスの交配は6歳まで(満7歳未満)とする。ただし、満7歳時点で生涯出産回数が10回未満の場合は、7歳まで(満8歳未満)とする。 ・ 年齢や出産回数にかかわらず、繁殖に適さない個体は交配を認めない。 ・ 必要に応じて獣医師等による診療や助言を受けることを義務付ける。帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、実施した獣医師による出生証明書と母体の状態に関する診断書(次回の繁殖に対する指導・助言)の交付を受けることを義務付ける。 	<p>ニ <u>販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を6回までとするとともに、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。</u></p> <p>ホ <u>販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。</u></p> <p>ヘ <u>販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。</u></p> <p>ト <u>販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを5年間保存すること。</u></p> <p>チ <u>販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第4号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。</u></p> <p>【新省令第2条第6号ニ～チ、第3条第6号ハ～ト】</p>
7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項(動物の管理に関する事項)		
<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な被毛、爪等の状態を直接的に禁止する。(被毛に糞尿等が固着した状態、毛玉で覆われた状態、爪が伸びたまま放置されている状態等) 	<p>イ <u>犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。</u></p> <p>(1) <u>被毛に糞尿等が固着した状態</u></p> <p>(2) <u>体表が毛玉で覆われた状態</u></p> <p>(3) <u>爪が異常に伸びている状態</u></p> <p>(4) <u>その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態</u></p> <p>【新省令第2条第7号イ、第3条第7号イ】</p>
<p>ニ ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。</p> <p>【①②細目第4条第2号】</p> <p>ホ 幼齢な犬、猫等の社会化(その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ)。を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。</p> <p>【①②細目第5条第1号ホ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人とのふれあいの実施(散歩や遊具を用いた活動等)を義務付ける。 	<p>ツ <u>犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動その他の犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>【新省令第2条第7号ツ、第3条第7号ヲ】</p>
<p>リ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。</p> <p>【①細目第5条第1号リ、②細目第5条第1号チ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分離型の場合は、1日3時間以上、一体型の基準と同一以上の広さを有する運動スペース等に出し運動させることを義務付ける。 	<p>ソ <u>運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、飼養又は保管をする犬又は猫を、1日当たり3時間以上運動スペース内で運動させること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>【新省令第2条第7号ソ、第3条第7号ル】</p>
<p>チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。</p> <p>【①細目第5条第1号チ、②細目第5条第4号ニ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清潔な給水の確保を義務付ける。 	<p>タ <u>犬又は猫を飼養又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>【新省令第2条第7号タ、第3条第7号リ】</p>